

事務連絡
令和3年3月11日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」の取扱いについて

令和3年度から令和5年度までの「工賃向上計画」の作成等に当たっての基本的な指針については、「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」の一部改正について」（令和3年3月10日付障発0310第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「改正通知」という。）においてお示ししたところですが、今般の改正内容に係る取扱いについて、下記のとおりお示しますので、その取扱いに留意いただくとともに、市町村、就労継続支援事業所等への周知をお願いいたします。

記

1. 事業所における「工賃向上計画」の作成時期

改正通知による改正後の「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」（平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「基本的指針」という。）3の（2）のアにおいて、「事業所は令和3年5月末までに「工賃向上計画」を策定する」こととしています。

一方、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における関係告示の改正により、令和3年4月以降の就労継続支援B型の基本報酬については、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（以下「サービス費（Ⅰ）」という。）、就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）（以下「サービス費（Ⅱ）」という。）、就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）の4つの区分になり、このうちサービス費（Ⅰ）及びサービス費（Ⅱ）の算定に当たっては、各事業所が基本的指針に基づく「工賃向上計画」（以下「計画」という。）を作成していることを要件とする予定です。

このため、令和3年4月分の報酬算定に当たり、サービス費（Ⅰ）又はサー

ビス費（Ⅱ）を算定する事業所については、当該報酬の請求日までに計画を作成している必要があるため、御留意ください。

なお、算定する基本報酬にかかわらず、就労継続支援B型事業所は、特別な事情がない限り「工賃向上計画」を作成することとしているため、引き続き、すべての就労継続支援B型事業所に対し計画の作成を周知するとともに、工賃向上に向けた取組の推進に御協力をお願いいたします。

2. 「工賃向上計画」の都道府県への報告

基本的指針3の（4）にあるとおり、計画を作成した事業所は、当該計画を令和3年5月末日までに都道府県へ報告することとしていますので、事業所への周知をお願いいたします。なお、サービス費（Ⅰ）及びサービス費（Ⅱ）を算定する事業所は、前述のとおり令和3年4月分の報酬請求日までに計画を作成する必要がありますが、都道府県への報告は令和3年5月末日までに行えばよいので、御留意ください。